

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、無実の市民が犯罪者として扱われ、人生や名誉を奪われるという、深刻な人権侵害です。冤罪による被害から人々を救済することは、人権尊重を基本とする国として当然の責務であるとともに、地域住民の人権を守る責任を有する地方自治体にとっても、極めて重要な課題です。

冤罪被害を正す制度として「再審制度」が設けられていますが、現行の刑事訴訟法においては再審手続に関する規定が極めて不十分であり、審理の進め方が裁判官の裁量に委ねられているのが現状です。そのため、再審請求手続における審理のあり方が統一されず、公平性や透明性が制度として担保されているとは言い難い状況にあります。

とりわけ重要なのが、再審における「証拠開示」の制度です。これまでの多くの冤罪事件において、警察や検察の保有する証拠が再審の段階で新たに明らかになったことで、無実を証明する決定的な材料となった例が多数あります。しかし、現行法には再審段階での証拠開示を義務づける明文規定が存在せず、裁判官や検察官の判断により証拠開示の有無や範囲が大きく異なる実態が生じています。冤罪被害者の救済を制度的に確実なものとするためには、証拠開示の規定整備が不可欠です。

また、再審開始の決定がなされた後に、検察官がその決定に対して不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の迅速な救済を妨げています。再審開始決定は、あくまで裁判をやり直すという判断であり、有罪・無罪の判断は再審公判においてなされるべきものです。

以上を鑑み、再審制度の適正な運用と冤罪被害者の早期救済を実現するために、証拠開示制度の法制化および再審開始決定への検察官の不服申立てを制限することなどを内容とした、刑事訴訟法の再審に関する規定の抜本的な見直しを速やかに行うよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年6月23日

春日市議会議長 中原 智昭

内閣総理大臣 石破 茂 殿

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 関口 昌一 殿

法務大臣 鈴木 馨祐 殿